

今治市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター「バリCOOL」)募集の概要

(趣旨)

- 1 熱中症による人の健康被害の防止を強化するためには、極端な高温の発生時に暑さを一時的にしのご場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設(以下、クーリングシェルターという。)を市町村長が指定できることとなりました。

今治市では、市民の生命と健康を守るため、公共及び民間の施設をクーリングシェルターとして指定し、熱中症による健康被害の防止に取り組めます。

つきましては、クーリングシェルターを市内に広く設置するため、御協力いただける民間施設を募集します。

なお、今治市指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)は『バリCOOL(クール)』と称します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施していただきます。

- (1) 冷房設備の適切な管理
- (2) 休息用の椅子などの設置(既設のもので可)
- (3) 各施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスター及び注意事項の掲示

3 指定基準

市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 公表している解放可能日等において、愛媛県に熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設の指定場所を住民その他に開放することができること
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること(椅子などの適切な休息が取れる空間を確保できること。)
- (4) 当該施設の指定場所が無料で利用可能であること

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報発表時とします。

なお、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、開放可能日等において、開放にしよう努めるものとします。

運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

(応募方法)

5 今治市ホームページに掲載する申請フォームに必要事項を入力し応募してください。

なお、別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、電子メールのいずれかの方法によって、今治市健康推進課に提出する方法でも応募できます。

(提出後の流れ)

6 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

(1) 今治市健康推進課にて受理

(2) 応募内容の確認・審査

(3) 施設管理者と今治市との間で協定を締結、クーリングシェルターとしての指定を決定

(4) 市が指定するクーリングシェルター一覧として、市ホームページ等で施設などの「名称」「所在地」「開放可能曜日・時間帯」「受け入れ可能見込人数」等を公表

(5) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

(1) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したマークや啓発資料等の配布

(2) 熱中症特別警戒情報の発表時における情報提供

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。

<クーリングシェルター指定の申込み・問合せ先>

〒794-0043 愛媛県今治市南宝来町 1-6-1

今治市 健康推進課(今治市中央保健センター)

TEL :0898-36-1533 FAX:0898-32-5511

メール:kenkou@imabari-city.jp